

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八十七号

埼玉県議会令和二年四月臨時会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第三号）及び令和二年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年五月八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,107,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,012,542,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,719,626	31,084,740	195,804,366
	1 国庫負担金	108,885,705	2,346,168	111,231,873
	2 国庫補助金	49,762,000	28,738,572	78,500,572
10 財産収入		10,931,894	37,140	10,969,034
	1 財産運用収入	5,970,528	37,140	6,007,668
11 寄附金		156,001	1,000	157,001
	1 寄附金	156,001	1,000	157,001
12 繰入金		72,157,162	15,022,945	87,180,107
	1 特別会計繰入金	1,705,784	10,000,000	11,705,784
	2 基金繰入金	70,451,378	5,022,945	75,474,323
13 繰越金		1,123,813	1,611	1,125,424
	1 繰越金	1,123,813	1,611	1,125,424
14 諸収入		29,480,262	4,960,374	34,440,636
	7 雑入	6,883,048	4,960,374	11,843,422
歳入	合計	1,961,434,643	51,107,810	2,012,542,453

歳 出

( 単位 千円 )

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		94,567,780	10,258,459	104,826,239
	1 総 務 管 理 費	26,520,572	10,079,870	36,600,442
	3 県 民 費	10,807,032	178,589	10,985,621
3 民 生 費		381,202,241	7,632,397	388,834,638
	1 社 会 福 祉 費	272,051,163	6,736,077	278,787,240
	2 児 童 福 祉 費	97,659,170	891,629	98,550,799
	3 生 活 保 護 費	11,418,567	4,691	11,423,258
4 衛 生 費		66,170,853	15,488,632	81,659,485
	1 公 衆 衛 生 費	29,699,651	15,488,632	45,188,283
5 労 働 費		5,542,478	60,729	5,603,207
	1 労 政 費	1,951,763	60,729	2,012,492
7 商 工 費		21,861,311	17,462,509	39,323,820
	1 商 工 業 費	21,494,361	17,462,509	38,956,870
10 教 育 費		490,816,124	203,473	491,019,597
	5 特 別 支 援 学 校 費	46,032,872	137,333	46,170,205
	9 保 健 体 育 費	1,266,760	66,140	1,332,900

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸 支 出 金		331,256,972	1,611	331,258,583
	1 公 営 企 業 支 出 金	12,602,972	1,611	12,604,583
歳 出	合 計	1,961,434,643	51,107,810	2,012,542,453

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
<p>新型コロナウイルス感染症対応資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う新型コロナウイルス感染症対応資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号の規定に係る貸付にあつては全額、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の3に相当する額</p>

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利 子補助(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和17年度まで	3,738,332	令和3年度から 令和17年度まで	22,632,167

令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 事業収益	16,755,511	1,611	16,757,122	
第2項 営業外収益	39,113	1,611	40,724	

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,755,458 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17,755,458 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 7,755,458 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 15,213,116 千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,542,342 千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。



## 支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,287,016	10,000,000	19,287,016
第4項 長 期 貸 付 金		10,000,000	10,000,000